

愛媛県介護予防市町支援検討会開催要綱

(開催)

第1条 市町が実施する、高齢者が要介護状態になっても、生きがいや役割を持って生活できる地域の実現を目指して実施する介護予防の取組について、県がその取組の評価等を行うことにより、市町における効果的な介護予防の取組を支援することを目的として、この要綱に基づき、愛媛県介護予防市町支援検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

(任務)

第2条 検討会において、協議する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 介護予防の普及啓発に関すること
- (2) 介護予防の取組に従事する人材の確保及び資質向上に関すること
- (3) 介護予防の取組の評価に関すること
- (4) その他介護予防の取組の効果的・効率的な実施に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 検討会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体ほか医師、歯科医師、保健師、栄養士、理学療法士、介護支援専門員等の保健、医療、福祉の専門知識を有するもの
- (2) 市町関係者
- (3) 介護保険事業者、住民代表者
- (4) 保健所長、学識経験者
- (5) その他会長が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第4条 検討会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は構成員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を統括し、検討会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 検討会の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長は必要に応じ、検討会の会議に介護予防に関する専門家等を招致し、意見を求めることができる。

(解散)

第7条 検討会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局長寿介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 18 日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行日以後、最初に委嘱又は任命される構成員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。